

第十号

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表徳島県立阿南寮の項中「阿南市横見町」を「阿南市宝田町」に改め、同表徳島県立麻植寮の項及び徳島県立美馬寮の項を削る。

第八条中「千八百円」を「五千六百円」に改める。

第十三条を第十七条とし、第十二条の次に次の四条を加える。

（研修室の利用）

第十三条 委員会は、徳島県立徳島寮の運営に支障のない範囲内で、合宿その他委員会が認める目的のため、徳島県立徳島寮の研修室（以下「研修室」という。）を、高等学校の生徒その他これに準ずる者として委員会が認める者の宿泊に利用させることができる。

（利用の許可）

第十四条 前条の規定により研修室を利用しようとする者は、あらかじめ、委員会の許可（以下「利用の許可」という。）を受けなければならない。

（研修室の宿泊料）

第十五条 利用の許可を受けた者に対しては、一泊につき三百円の宿泊料を徴収する。

2 宿泊料は、利用の許可の申請の際、徴収する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（準用規定）

第十六条 第五条、第六条（第一項第一号に係る部分を除く）、第十条及び第十一条の規定は、利用の許可を受けた者について準用する。この場合において、第五条第一項中「寄宿舎に入舎した者（以下「舎生」という。）」とあるのは「利用の許可を受けた者」と、同条第二項中「舎生」とあるのは「利用の許可を

受けた者」と、第六条第一項中「舎生」とあるのは「利用の許可を受けた者」と、「第四条」とあるのは「第十四条」と、同条第二項中「舎生」とあるのは「利用の許可を受けた者」と、「前項」とあるのは「第十六条において準用する第六条第一項第二号」と、「第四条」とあるのは「第十四条」と、第十条の見出し中「使用料」とあるのは「宿泊料」と、同条中「寄宿舍」とあるのは「研修室」と、「使用料」とあるのは「宿泊料」と、第十一条の見出し中「使用料」とあるのは「宿泊料」と、同条中「使用料」とあるのは「宿泊料」と、「前条」とあるのは「第十六条において準用する第十条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の表徳島県立阿南寮の項の改正規定 公布の日から起算して一年四月を超えない範囲内において規則で定める日
- 二 第十三条を第十七条とし、第十二条の次に四条を加える改正規定 公布の日から起算して一年四月を超えない範囲内において規則で定める日
- 三 第二条の表の改正規定（第一号に掲げる改正規定を除く。） 平成二十八年四月一日

(使用料の改定に伴う経過措置)

- 2 徳島県立高等学校総合寄宿舍（徳島県立麻植寮及び徳島県立美馬寮を除く。）の使用料の額は、当分の間、改正後の第八条の規定にかかわらず、一箇月（入舎の日の属する月及び退舎の日の属する月における在舎の期間は、それぞれ一箇月とみなす。）につき二千八百円とする。
- 3 徳島県立麻植寮及び徳島県立美馬寮の使用料の額は、改正後の第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の第八条及び附則第二項の規定は、次の各号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に定める日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「適用月」という。）以後の使用料について適用し、適用月前の使用料については、なお従前の例による。
 - 一 徳島県立徳島寮に入舎した者（男子に限る。） 附則第一項第二号に定める日
 - 二 徳島県立徳島寮に入舎した者（女子に限る。） 公布の日から起算して二年四月を超えない範囲内において規則で定める日
 - 三 徳島県立阿南寮に入舎した者 附則第一項第一号に定める日
 - 四 徳島県立美馬東部寮に入舎した者 公布の日から起算して一年四月を超えない範囲内において規則で定める日
 - 五 徳島県立三好寮に入舎した者 施行日

提案理由

徳島県立高等学校総合寄宿舎の改築等に伴い、使用料の額の適正化を図るとともに、入舎人数の減少等に鑑み、徳島県立麻植寮及び徳島県立美馬寮を廃止する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。